

なお、輪の直径12センチメートルの計測は、内径の最大長の直線に直角に交わる内径を計測するものとする。また、締付け防止金具、よりもどしの構造は、以下のとおりである。

〔締付け防止金具〕

くくりわなの輪の接続に使用し容易に輪を広げられる金具、又は輪のしほりを一定の大きさに制限する金具。
一部で使用されている地獄結びやバナネによって伝統的に締め付けることを規制し、仮に錯誤捕獲のあった場合には、当該個体の損傷を軽減し、すみやかにくくりわなの輪を広げ放獣することができるよう措置したものの。

〔よりもどし〕

くくりわなのワイヤーの接続に使用し、ワイヤーにかかる、よりを直す金属環。捕獲個体が暴れることよって、ワイヤーがよれ、剛性が低下することを防止するとともに、締付けによる捕獲個体の損傷を防止するよう措置したものの。

⑩ ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、特定のわなを使用する方法

錯誤捕獲を防止するとともに仮に錯誤捕獲があった場合でも鳥獣の損傷を軽減するため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法は禁止されている。

⑪ つりばり又はとりもちを使用する方法

容易に使用できる猟法であり、大量の捕獲を招くおそれが高いことから禁止されている。

⑫ 弓矢を使用する方法

命中率が低く、殺傷力の弱い弓矢を使用することは、いたずらに負傷鳥獣を増やし事故等を招くおそれがあることから禁止されている。

⑬ 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め、若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等する方法

近年、犬のみにより狩猟鳥獣を捕獲する事例が増えてきたが、これを放置することにより鳥獣の保護繁殖上支障が生じる可能性が高いことから禁止されている。

⑭ キジ笛を使用する方法

狩猟鳥獣を必要以上におびき寄せることになり、狩猟鳥獣の多獲につながるから禁止されている。

⑮ ヤマドリ及びキジの捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

ヤマドリ及びキジを必要以上におびき寄せることになり、多獲につながるから

鳥獣保護管理研究会執筆者一覧（50音順）

- 熊倉基之
- 黒部一隆
- 鳥居敏男
- 中澤圭一
- 濱名功太郎

※参考 前書（改訂3版）の執筆者

- 奥山正樹
- 東海林克彦
- 高橋仁志

〔改訂4版〕

鳥獣保護法の解説

1981年9月10日 第1版第1刷発行
2008年6月10日 第4版第1刷発行

編者 鳥獣保護管理研究会

発行者 松 林 久 行

発行所 株式会社大成出版社

東京都世田谷区羽根木1-7-11
〒156-0042 電話03(3321)4131(代)

©2008 鳥獣保護管理研究会 印刷 垂柳亜印刷

藩丁・乱丁はおとりかえいたします。

ISBN978-4-8028-0556-8